

1 令和4年度税制改正要望事項（指定都市市長会）抜粋
別紙のとおり

2 金融所得課税の税額について

○ 申告分離課税

(単位：千円)

	株式等に係る 譲渡所得等分	上場株式等の配当所 得金額に係る分※	合計
令和2年度当初	1,113,583	152,076	1,265,659
令和3年度当初	1,992,662	141,249	2,133,911

※利子割を含む。

○ 源泉徴収分（府税交付金）

(単位：千円)

	株式譲渡所得 割交付金	配当割交付金	利子割交付金	合計
令和2年度決算	1,549,316	1,386,850	201,597	3,137,763
令和3年度最終予算	1,612,000	1,459,000	195,000	3,266,000

3 過去10年間の資本金10億円超の法人市民税法人税割の推移について（調定額ベース）

(単位：千円)

	法人数		調定額	
		法人税割を納付する 法人に占める割合		法人税割調定額の 合計に占める割合
平成23年度	795	7%	10,757,500	46%
平成24年度	679	5%	9,906,084	48%
平成25年度	780	6%	10,294,624	51%
平成26年度	813	6%	13,452,781	54%
平成27年度	810	5%	13,291,175	57%
平成28年度	811	5%	9,391,768	51%
平成29年度	787	5%	9,196,658	46%
平成30年度	786	5%	15,533,844	57%
令和元年度	753	4%	17,060,939	59%
令和2年度	733	4%	13,679,103	63%

令和4年度 税制改正要望事項

令和3年10月

指定都市市長会

5 個人住民税の充実強化

- ① 市町村の基幹税目であり、税収の安定した個人住民税について、国・地方間の税源配分を是正する中で、より一層の充実を図ること。
- ② 個人住民税の応益的な性格等を踏まえ、政策誘導的な控除について見直しを行うなど課税ベースの拡大を図ること。
- ③ 累次の税制改正により複雑化している個人住民税の制度について、整理合理化を図ること。
- ④ 経済社会の構造変化を踏まえた個人所得課税の改革に当たっては、個人住民税が減収とならないよう配慮するとともに、制度設計の段階から指定都市を含めた地方自治体の意見を十分に反映させること。
- ⑤ 利子、配当、株式・土地等の譲渡益等の資産性所得に係る個人住民税の税率を少なくとも給与所得等に係る税率と同水準とするよう見直し、その配分割合を拡充すること。
なお、金融所得課税のあり方については、個人住民税における所得間での税負担の公平性の確保を踏まえて検討すること。
- ⑥ 個人住民税均等割の税率については、個人の税負担の動向等にも十分考慮しつつ、適切な見直しを行うこと。

(理由と現状)

- ① 個人住民税は、地域社会の費用を広く分担する税であり、基礎的行政サービスの提供を安定的に支えていく上で極めて重要な税源である。市町村の基幹税目であり、税収が安定していることを考慮し、国・地方間の税源配分を是正する中で、より一層の充実を図る必要がある。
- ② 少子高齢化の進展、雇用形態や就業構造の変化に対応し、個々人や社会全体の活力を引き出す観点から、個人の経済・社会活動の多様な選択について、税制がこれをできる限り阻害しないよう中立的な仕組みとしていくことが重要である。
このような考え方や個人住民税の応益的な性格を踏まえ、政策誘導的な控除について見直しを行うなど、低所得者への影響にも留意しつつ課税ベースの拡大を図る必要がある。
- ③ 平成19年度に導入された調整控除や、令和3年度から導入された所得金額調整控除等、累次の税制改正により複雑化している個人住民税の制度について、納税者が理解しやすい簡素な仕組みとなるよう、整理合理化を図る必要がある。
- ④ 経済社会の構造変化への対応や所得再分配機能の回復の観点からの個人所得課税の改革に当たっては、個人住民税が地方自治体の提供する行政サービスの財源確保の面から最も重要な税であり、応益課税の観点から広く住民が負担を分かち合う仕組みとなっていることを踏まえ、個人住民税が減収とならないよう配慮するとともに、実務上の問題点等を整理するため、

制度設計の段階から指定都市を含めた地方自治体の意見を十分に反映させる必要がある。

- ⑤ 現在、利子、配当、株式・土地等の譲渡益等といった資産性所得においては、一部を除き、給与所得等に係る税率10%よりも低い税率となっていることから、少なくとも給与所得等に係る税率と同水準とするよう見直し、資産性所得課税における個人住民税の配分割合を拡充する必要がある。

なお、金融所得に対する課税のあり方について、令和3年度与党税制改正大綱において、「家計の安定的な資産形成を支援する制度の普及状況や所得階層別の所得税負担率の状況も踏まえ、税負担の垂直的な公平性等を確保する観点から、関連する各種制度のあり方を含め、諸外国の制度や市場への影響も踏まえつつ、総合的に検討する。」こととされたが、給与所得等との税負担の公平性を確保する観点からも、検討すべきである。

- ⑥ 個人住民税均等割の税率については、1人当たりの国民所得や地方歳出等の伸びを勘案すると、なお低い水準にとどまっていることから、個人の税負担の動向等にも十分考慮しつつ、適切な見直しを行う必要がある。

利子、配当、株式・土地等の譲渡益等に係る個人住民税・所得税の税率

		税率	
		個人住民税	所得税
給与所得等その他の所得（総合課税）		10%	最低5%、最高45%
預貯金・一般公社債等の利子等		5%	15%
配当等	上場株式等	5%	15%
	上場株式等以外（総合課税）	10%	最低5%、最高45%
株式等譲渡所得		5%	15%
土地等譲渡所得	長期保有・一般	5%	15%
	長期保有・優良宅地等	～2,000万円：4% 2,000万円超：5%	～2,000万円：10% 2,000万円超：15%
	短期保有	9%	30%
先物取引		5%	15%

総合課税の税率(10%)よりも低い!

個人市民税均等割の税率等の推移（昭和30年度=100）

	昭和30年度	令和元年度
税率	100	500 (5倍)
1人当たりの国民所得	100	4,144 (41倍)
1人当たりの地方歳出額	100	6,316 (63倍)
1人当たりの消費支出	100	2,060 (21倍)

1人当たりの国民所得等と比べると伸びが非常に低い!

注 昭和30年度における均等割の税率は、人口50万人以上の市の区分(600円)により計算している。